

## 随 意 契 約 理 由 書

### 1. 契約工事名

寝屋川流域下水道 鴻池水みらいセンター外 水処理ポンプ等補修工事

### 2. 随意契約理由

本工事は、鴻池水みらいセンターほか1機場に設置されている水処理ポンプ等の補修を行うものです。

本機器は、安定した下水処理を行ううえで重要な設備であるが、老朽化に伴い腐食や摩耗等が進んでおり、安定した運転に支障があるため、補修工事を実施するものです。

本機器は、古河機械金属株式会社（旧社名：古河鋳業株式会社）及び古河産機システムズ株式会社が設計・製作したものであり、本工事を実施するには、設計・製作技術に関する知見、高度な診断能力、不具合に対する処置検討能力、補修工事に伴う交換部品及び熟練した技術者の確保が必要であるため、他社では施工できないものであります。

また、古河機械金属株式会社の一般産業機械事業部門は平成17年3月に古河産機システムズ株式会社に事業継承されました。

以上のことから、本工事を実施できるのは、古河産機システムズ株式会社以外になく、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、同社大阪支店と随意契約を締結するものです。

### 3. 比較見積省略理由

本件は、上述のとおり「特定の者でなければ履行できないもの」であることから、大阪府財務規則第62条及び同規則の運用第62条関係第2項第1号の規定により比較見積りの徴取を省略するものです。